## 第2次木津川市教育振興基本計画の策定について

木津川市教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく教育振興基本計画として、 国の教育基本計画や京都府教育振興プランを参酌しつつ、本市の教育振興のための施策に関する基本的 な方向を示すものです。

1 木津川市教育振興基本計画(第1次)

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間

平成31年度に中間見直しを行い、木津川市教育振興基本計画(後期)を策定

- 2 第2次木津川市教育振興基本計画
  - (1) 計画期間

令和6年度から10年間

(2) 木津川市教育振興基本計画策定委員会

策定委員会は、木津川市教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本的な計画の 策定に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を答申する。(木津川市教育振興 基本計画策定委員会条例 第2条)

(3) 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ

ワーキンググループは、木津川市教育振興基本計画策定委員会の審議に必要な事項について調査、研究、調整又は協議する。(木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱 第2条)

(4) 第 | 回木津川市教育振興基本計画策定委員会

## 【諮問事項】

今後 I O 年間を見通した本市ならではの教育を推進していくための第 2 次教育振興基本計画の策 定について

(5) 第2次計画策定までのスケジュール

令和4年

令和5年

2月 第2回策定委員会【市統計、基本計画骨子案】

5月 第3回策定委員会【重点目標について】

7月 第4回策定委員会【基本計画(中間案)】

8月 中間案

10月 第5回策定委員会【最終案】

12月 パブリックコメント実施

令和6年

2月 第6回策定委員会【答申】

3月 定例教育委員会【策定】